平成２８年（フ）第１７号
鹿児島県出水市美原町1467番地１
債務者　荒牧　美穂（旧姓赤崎）
１　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
北海道苫小牧市永福町２丁目７番３号　スマイル21―203号
債務者　根本　研一
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第４６号
函館市日吉町３丁目28番33―201号
債務者　久保田とも子
１　決定年月日時　平成28年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４６号
愛知県岡崎市美合町字老婆懐26番地１　エクセレンス緑丘110
債務者　渡辺三千春
１　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
秋田県横手市十文字町上鍋倉字富沢32番地
債務者　伊藤美香子
１　決定年月日時　平成28年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１３５３号
埼玉県川口市西青木３丁目６番29号　シャンブルＫ201号
債務者　老川　　透
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
さいたま市南区白幡４丁目７番２号　グリーンハイツコマ102
債務者　千葉　規秀
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
さいたま市見沼区東大宮６丁目29番地５　グリーンブリーズ203
債務者　杉崎　晃子（旧姓濱岡）
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２９４号
埼玉県川口市領家２丁目８番12号　メイハウス101号
債務者　大平　弘行
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１４号
埼玉県川口市芝新町15番12号　松川マンション302号
債務者　永岡昭子こと　李　　昭子
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１７号
埼玉県上尾市愛宕２丁目16番４号　ベルピア上尾第８―203、旧住所埼玉県上尾市東町３丁目1999番地９
債務者　渡部　一彦
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
埼玉県草加市瀬崎１丁目８番29―105号
債務者　大塚　秀丸
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
埼玉県越谷市相模町２丁目134番地
債務者　木嶋　　守
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
埼玉県越谷市相模町２丁目134番地
債務者　木嶋　　薫
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
埼玉県深谷市東方3694番地16
債務者　田崎　信子
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２６号
千葉市中央区白旗１丁目２番14棟305号
債務者　長嶋　重和
１　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８１号
千葉県習志野市実籾５丁目27番３号
債務者　坪江　建吾
１　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係